

CAPITAL MARKETS LEGAL UPDATE

CONTENTS

- 1 バイルイン制度の導入からテクニカルスタンダード最終案への動き
- 2 テクニカルスタンダード最終案の内容
- 3 サムライ債発行案件に与える影響

バイルイン条項に関するテクニカルスタンダード最終案

弁護士 多賀 大輔

2014年5月6日に欧州連合理事会が金融機関の再生及び破綻処理に関する指令(以下、「BRRD」という。)を採択し、バイルインツールを導入することとなった点については、2014年6月の当事務所のニュースレター「EUにおける金融機関の再生・破綻処理のためのバイルインツールの導入について」(後掲URLのリンク先参照)で概観したところであるが、バイルインツールに関連して、EU加盟国外の法律を準拠法とする債務に関する契約に記載すべき条項内容を定めるテクニカルスタンダード最終案が公表されたので、その概要についてお伝えするものである。

https://www.amt-law.com/pdf/bulletins10_pdf/140620.pdf

1 バイルイン制度の導入からテクニカルスタンダード最終案への動き

2007年以降の世界的な金融危機により、経営難に陥った金融機関の再生・破綻処理が問題となるようになった。EUにおいてもグローバルな金融機関の経営危機が問題となったが、EU全体で調和の取れた制度を導入することが検討され、2014年5月6日に欧州連合理事会がBRRDを採択した。

BRRDは、経営難に陥った金融機関の再生・破綻処理にあたって、各国の破綻処理当局に金融機関の債務について元本削減や株式への転換を強制する権限(「バイルイン権限」)を認めたメカニズムであるバイルインツールの導入を定めている。従来のような公的資金を使った救済においては最終的に納税者が負担を負うことになるため、各国で世論の大きな批判があったことから、納税者ではなく当該金融機関の株主や一般債権者の負担において、経営難に陥った金融機関の再生・破綻処理を行うための制度を整備することが導入の趣旨である。

また、BRRDは、EU加盟国がそれぞれの破綻処理当局に対してバイルイン権限を与えることを求めている。各加盟国は金融機関の適用対象となるすべての債務にバイルイン権限が適用されるようにしなければならない。EU加盟国の法律に準拠した債務であれば、法の適用の結果、バイルイン権限が適用されることになるが、かかる債務がEU外の国の法律を準拠法とする場合、バイルイン権限の行使の効力が当該EU外の国の裁判所において承認されない可能性が生じてしまう。そこで、BRRDは、関連する債務の契約書に、当該債務が減額や転換の権限に服することを契約の相手方が承諾するとともに、実際にバイルイン権限の行使により元本の減額や転換が行われた場合には、それに拘束されることに当該相手方が承諾する旨など一定の条項を規定することを求めている。

BRRDは、当該条項の内容に関する技術的な基準の草案を、欧州銀行監督局(EBA)が別途定めることとする旨規定しているが、かかる規定に基づき、2014年11月、「BRRD第55条第3項に基づく債務減免及び転換権限の契約上の承認に関するテクニカルスタンダード草案」が欧州銀行監督局から発表されていた。また、BRRDは、金融機関がベイルインツールの効果を阻害するような債務構成を取ることがないように、各国は金融機関に対し、自己資本及び適格債務の最低基準(minimum requirement for own funds and eligible liabilities)を常に遵守するようにさせなければならないと定めているが、これに関するテクニカルスタンダードの草案も2014年11月に欧州銀行監督局から公表されていた。

当該草案を踏まえて、2015年7月に欧州銀行監督局からそれぞれのテクニカルスタンダード最終案が公表された。本書は、公表されたふたつの最終案のうち、サムライ債の要項の文言に影響を与えられる、「BRRD第55条第3項に基づく債務減免及び転換権限の契約上の承認に関するテクニカルスタンダード最終案」(以下、「テクニカルスタンダード最終案」という。)について紹介するものである。

2 テクニカルスタンダード最終案の内容

(1) 概要

前述のとおり、EU加盟国の法律に準拠した債務であれば、法の適用の結果、ベイルイン権限が適用されることになるが、かかる債務がEU外の国の法律を準拠法とする場合、当該EU外の国にベイルイン権限の行使の実効性を確保する法制度がなければ、当該ベイルイン権限の行使の効力が当該EU外の国の裁判所において承認されない可能性が生じる。そこで、BRRDは、当該債務が減額や転換の権限に服することを契約の相手方が承諾するとともに、実際にベイルイン権限の行使により元本の減額や転換が行われた場合には、それに拘束されることに当該相手方が承諾する旨など一定の条項(以下、「ベイルイン条項」という。)を当該債務に係る契約書に含めることを規定している。

このBRRDの規定を受けたテクニカルスタンダード最終案は、かかるベイルイン条項に盛り込まなければならない内容について規定するとともに、ベイルイン条項が要求されない場合として、EU外の国の法制度又は当該EU外の国との国際的な取決めにおいて、EUの破綻処理当局によるベイルイン権限の適用が確保されるような行政的又は司法的な手続が設けられている場合を具体的に定めている。また、担保が付される債務であっても、EUの規制又はEUの規制に相当する第三国法の規制に従った担保維持義務を課さない場合にはベイルイン条項が必要となることも定めている。

(2) ベイルイン条項として必要な内容

テクニカルスタンダード最終案によれば、ベイルイン条項として盛り込まなければならない条項の内容は、大要、以下のとおりである。

- (a) 当該債務が債務減免又は転換権限の行使に服することがあることを契約の相手方が承認し承諾すること
- (b) 破綻処理当局の債務減免又は転換権限についての以下の内容
 - (i) 金融機関の債務に関する元金又は支払期限の到来した未償還残高の一部又は全額を削減する権限
 - (ii) 金融機関の債務を、当該金融機関又は一定の他の者の普通株式その他の持分証券へ転換する権限
 - (iii) 一定の担保付債務を除き、金融機関が発行する債務証券を消却する権限

- (iv) 一定の担保付債務を除き、金融機関が発行する債務証券その他一定の債務の満期日、当該債務について支払われるべき利息の金額又は当該債務の利払日を変更する権限
- (c) 契約の相手方が以下について承認及び承諾すること
- (i) 上記(b)の権限(金融機関の債務に関する元金等の削減、普通株式その他の持分証券へ転換する権限を含む。)の行使の効果に拘束されること
 - (ii) 関連する契約の条項は、破綻処理当局の債務減免又は転換権限行使を実現するために変更されることがあること、契約の相手方はかかる変更拘束されること
 - (iii) 債務減免又は転換権限の行使により普通株式その他の持分証券が発行され、又は付与されることがあること
- (d) ベイルイン条項に規定された内容が、関連する事項について当事者間において別途なされた合意、取決め又は理解を排除して、当事者間の完全な合意を構成することを契約の相手方が承認し承諾すること

3 サムライ債発行案件に与える影響

EU加盟国に所在する金融機関が日本において発行するサムライ債もBRRDの規定が適用される債務を構成する。また、サムライ債は日本法に準拠して発行されるため、上記のEU外の法律を準拠法とする債務の取扱いに従うこととなる。関連する破綻処理当局のベイルイン権限行使が日本でも認められる法制度の整備がなされるか、又は日本が参加する国際的な取決めの中で、当該権限行使が認められるような仕組みが設けられない限り、ベイルイン条項をサムライ債の要項に盛り込む必要がある。したがって、今後は、テクニカルスタンダード最終案が求める内容を含む条項文言が採用されていくことになるだろう。

さらに、ベイルインツールに関する各国の国内法がこれから制定されるので、その内容が具体化された場合には、それを踏まえてサムライ債の要項等の関連契約の内容や開示書類における記載内容の追加、修正等の対応を検討することが必要となろう。

- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の多賀大輔(daisuke.taga@amt-law.com)までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

- Capital Markets Legal Update
担当パートナー： 多賀大輔、広瀬卓生、吉井一浩、福田直邦
本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、cm-newsletter@amt-law.comまでご連絡下さいますようお願い申し上げます。

- 本ニュースレターのバックナンバーは、
<http://www.amt-law.com/bulletins10.html>にてご覧いただけます。



CONTACT INFORMATION

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒107-0051
東京都港区元赤坂一丁目2番7号
赤坂Kタワー

Tel: 03-6888-1000 (代表)

Email: inquiry@amt-law.com

URL: <http://www.amt-law.com/>